

別紙 (Q&A)

「こどもの居場所づくり」支援体制強化事業  
(「こどもの居場所」支援ニーズ調査事業) 企画提案募集要項に係るQ&A

〈こどもの居場所について〉

Q1 当業務で対象とする「こどもの居場所」とは。

A 「徳島県『こどもの居場所』づくり推進ガイドライン」の趣旨をふまえ、無料又は低額な料金で実施する、こどもを対象とする活動であり、次のいずれかに該当するものです。

- ・ こども食堂、ユニバーサルカフェ、学習支援、遊び場の提供、自然体験活動、その他こども同士又は地域住民との交流等を行う場の提供

また、次の活動は当業務の対象外とします。

- ・ 放課後児童クラブ(学童保育)、放課後等デイサービス等  
利用者負担金(利用料)のほかは国庫等の公費が運営に充当されているため
- ・ 自治体の委託により実施する生活困窮世帯対象の学習支援、ひとり親家庭等生活向上事業、放課後こども教室

Q2 「こどもの居場所」は、どこかに登録している必要があるか。

A 特に必要ありません。

Q3 こどもだけではなく、大人も参加対象としてよいか。

A 「徳島県『こどもの居場所』づくり推進ガイドライン」の趣旨をふまえた活動内容であれば、対象となります。

Q4 有志の母親等から成るグループが、幼児を預かり、読み聞かせ等を行う活動は対象となるか。

A 広く地域のこどもを対象とした活動であれば対象となります。

Q5 こどもを預かり、遊び場を提供する活動で、利用料を1回当たり3,000円としている場合は対象となるか。

A 無料又は低額な料金で実施する、こどもを対象とする活動が対象です。「低額」の明確な基準はありませんが、例えば、こども食堂では材料費等の実費程度を想定しています。1回当たり3,000円の利用料は他の活動と比較しても「低額」とは言い難く、本事業の対象にはなりません。

Q6 市町村や県、国等の補助や委託を受けている活動は対象となるか。

A 提案業務について国、地方公共団体及び民間団体等による補助金、委託金、その他助成金等が交付されている場合、対象とはなりません。

#### <委託料（様式第2号・企画提案書に係る経費見積金額）について>

Q7 「1事業者あたりの委託料は1,000千円程度」とは。

A 1事業者あたり1,000千円程度の企画提案を想定しておりますが、特段の理由がある場合等、1,000千円を超す企画提案についても受付し、提案状況等を鑑みて審査を実施します。

#### <参加要件について>

Q8 1事業者が複数の場所で実施する場合は、複数の応募が可能か。

A 1事業者あたり1件の申請となります。

#### <提案内容について>

Q9 既に実施しているこどもの居場所づくりの活動は対象となるか。

A 既存の活動でも応募は可能ですが、選定にあたっては、県内における先進的な取組であるかという点をふまえて審査を行います。

Q10 提案業務の実施期間に制約はあるか。

A 県との委託契約締結後からとなります。